

しまねふるさと食品認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県内で生産される農産物、畜産物、林産物及び水産物並びに加工食品（以下「農林水産物等」という。）について、知事が、一定の基準を定め、その基準に適合するものを、「しまねふるさと食品」として認証する制度を設けることにより、県産農林水産物等に対する消費者の信頼を高めるとともに、本県農林水産業及び食品産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認証」とは、農林水産物等について、原材料、品質、表示等の一定の基準（以下「認証基準」という。）を品目ごとに設定し、その基準に適合することを認め証することをいう。

(認証委員会)

第3条 知事は、しまねふるさと食品の品目選定の検討、認証基準の検討及び認証品の審査等を行うため、「しまねふるさと食品認証委員会」（以下「認証委員会」という。）を設置する。

2 認証委員会は、必要に応じて開催する。

(品目選定及び認証基準)

第4条 知事は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に、しまねふるさと食品の品目を定めるものとする。

ただし、加工食品にあっては、原則として主たる原材料が島根県産であると認められるものとする。

- (1) 栽培・飼育に係る方法又は場所等に特色があると認められるもの。
- (2) 原材料又は加工方法等に特色があると認められるもの。
- (3) 性状、規格等に優れた特色があると認められるもの。

2 知事は、しまねふるさと食品について、前項に定める事項及び品質等を総合的に勘案し、認証委員会の意見を聴いたうえで、品目及び品目毎の認証基準を定めるものとする。

(認証の申請)

第5条 しまねふるさと食品の認証を受けようとする者は、品目ごとに、認証審査に必要な事項を記載したしまねふるさと食品認証申請書（様式第1号）を知事に提出

しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 生産方法を明らかにした書類
- (2) 認証を受けようとする商品写真
- (3) 主たる原材料の仕入れ先を明らかにした書類、産地証明
- (4) 知事が別に定める書類

(申請者の資格)

第6条 申請を行うことができる者は、農林水産物等の生産者、製造業者、加工包装業者（島根県内に住所（法人にあっては主たる事務所又は製造所の所在地）を有する製造業者から完成した食品を仕入れ、単に形態だけを変化させて容器包装に入れ加工食品として販売する者をいう。以下同じ。）又は販売業者（レトルト加工したヤマトシジミに限る。）で、島根県内に住所（法人にあっては主たる事務所又は製造所の所在地）を有する者でなければならない。

2 申請を行う者が加工包装業者である場合は、申請を行う者は、申請前に、認証を受けようとする食品の製造業者と当該食品の製造所所在地、製造所名称、使用原材料（食品添加物を含む。）、製造方法等を確認しておくものとする。

3 第15条の規定により認証を取り消された者は、その取消しの日から1年を経過しなければ、申請を行うことができない。

(審査)

第7条 知事は、第5条の規定による申請があったときは、申請内容の基準への適合性について審査し、申請者の事務所及び製造所等において、関係帳簿、生産状況等の現地調査を行うものとする。

2 知事は、申請内容の基準への適合性について、必要に応じて認証委員会の意見を聴くものとする。

(認証の決定)

第8条 知事は、前条の審査結果に基づいて、認証の適否を決定する。

2 知事は、前項で決定した適否について、認証委員に報告するものとする。

3 知事は、認証基準に適合すると認め、認証の決定をしたときは、当該申請者にしまねふるさと食品認証書（様式第2号 申請者が加工包装業者の場合は様式第2号の2）を交付するものとする。

4 知事は、認証しないと決定したときは、その旨及び理由を当該申請者に通知するものとする。

(認証の期間)

第9条 前条の規定による認証の期間は、認証の日から3年間とする。

ただし、知事が認めた場合にはこの限りではない。

(認証の継続)

第10条 第8条の認証を受けた者（以下「認証適格者」という。）が、継続して認証を受けようとするときは、その認証の有効期間が満了する日の3カ月前までに、第5条により改めて申請を行うものとする。

(認証の表示)

第11条 認証適格者は、認証されたしまねふるさと食品（以下「認証食品」という。）に認証マーク（様式第3号）を表示することができるものとする。

この場合において、認証マークを付すために要する経費は、認証適格者が負担するものとする。

2 認証マークの表示方法は、次の2種類とする。

- ① 認証マークを認証食品の容器、包装部分等に直接印刷する。
- ② 認証マークを印刷したシールを認証食品に貼付する。

(認証適格者の責務)

第12条 認証適格者は、認証食品の適正な生産管理に努めなければならない。

2 認証適格者は、認証マークの使用状況等を記録し、その帳簿等関係書類を認証マーク使用の日から3年間保管しなければならない。

3 認証適格者は、認証食品の流通、販売過程及びこれを購入した消費者との間ににおいて、認証表示に係る問題が生じた場合は、その責任を負うものとする。この場合、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

4 認証適格者は、第17条により知事が行う調査に協力しなければならない。

5 認証適格者は、第18条により知事が行う改善の指示を遵守しなければならない。

(認証の変更申請)

第13条 認証適格者は、第5条の認証申請の際に申請書に記載した事項及び当該申請書に添付した書類の内容を変更するときは、しまねふるさと食品認証変更申請書（様式第4号）をすみやかに知事に提出しなければならない。

この場合において、当該申請の審査及びその後の取り扱い等に関しては、第6条から前条までの規定を準用する。

(廃止届)

第 14 条 認証適格者は、認証食品の製造等を廃止したときは、しまねふるさと食品認証廃止届（様式第 5 号）に交付された認証書を添えて、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(認証の取消し)

第 15 条 知事は、認証適格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定による認証を受ける資格を欠くに至ったとき
- (2) 虚偽の申請をして認証を受けたとき
- (3) 認証マークを不正に使用したとき
- (4) 第 18 条の指示に従わないとき
- (5) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 知事は、前項の取消を行おうとするときは、あらかじめ当該認証適格者に対し、意見陳述の機会を付与するものとする。

(認証食品の生産販売等状況報告)

第 16 条 認証適格者は、知事から認証食品の生産販売等に関する状況報告の指示があった場合は当該年度の認証食品の生産、販売及び認証マークの管理状況について、しまねふるさと食品生産販売等実績報告（様式第 6 号）により、知事に提出しなければならない。

(調査)

第 17 条 知事は、認証適格者の事務所及び製造所等において、関係帳簿、生産状況、品質管理、又は認証食品の品質及び表示について、必要に応じ調査を行うものとする。

(改善の指示)

第 18 条 知事は、前条の規定による調査の結果、認証基準に適合していないと認めたときは、当該認証適格者に対し、その改善を指示するものとする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による認証制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。